

特定非営利活動法人 ゆうあいセンター 定款

第一章 総 則

- (名 称)
第 1条 この法人は、特定非営利活動法人 ゆうあいセンター という。
- (事 務 所)
第 2条 この法人は、事務所を東京都武蔵野市緑町1丁目5番16号に置く。
- (目 的)
第 3条 この法人は、主に知的障害をもつ人とその家族に向けて、就労支援及び生活支援事業等を行い、その人々の幸福及び福祉増進に貢献することを目的とする。
- (特定非営利活動の種類)
第 4条 この法人は、福祉の増進を図る活動を行う。
- (事業の種類)
第 5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。
(1) 知的障害をもつ人に向けての、作業所運営等の就労支援事業。
(2) 知的障害をもつ人及びその家族のための、ショートステイ及び生活寮運営等の生活支援事業。
(3) 知的障害をもつ人に向けてのスポーツ及びカルチャー活動等の、余暇活動支援事業。
(4) 指定障害福祉サービス事業者として、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを行う事業。

第二章 会 員

- (種 別)
第 6条 この法人は、事業目的の遂行のために、次の3種の会員を置くこととする。
(1) この法人の、事業目的及び事業運営等の基本的趣旨に賛同し、運営に参画して活動し、総会で議決権を有する個人を、社員とする。
(2) この法人の、事業目的及び事業運営等の基本的趣旨に賛同し、この法人が提供する各種サービス及び諸機能を利用することを希望し、入会した個人を、利用会員とする。
(3) この法人の、事業目的及び事業運営等の基本的趣旨に賛同し、協力した個人及び団体を、賛助会員とする。
- (入 会)
第 7条 会員として入会を希望する者は、この法人が別に定める申込書により、理事長に申し込むものとする。
2. 理事長は、前項の申し込みがあったとき、その者が第6条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
3. 理事長は、第2項の者の申し入れを認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって、その旨を通知しなければならない。
- (会 費)
第 8条 会員は、総会において定める会費を、納入しなければならない。
- (受 益)
第 9条 会員は、会費等を納入することにより、特別な利益を受けることはできない。
- (資格の喪失)
第 10条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
(1) 退会届を提出したとき。
(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣言を受けたとき。
(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
(4) 除名されたとき。
- (退 会)
第 11条 会員は、理事長が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。
- (除 名)
第 12条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。
(1) この定款に違反したとき。

2. (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
前項の規定により、除名しようとする場合には、議決の前に当該会員に、弁明の機会を与えなければならない。

(再入会)

第13条 退会者の再加入は、理事会の2分の1以上の決議による。

(抛出金品の不返還)

第14条 既に納入した会費、及び抛出金品は返還しない。

(費用弁償)

第15条 2. この法人は、会員としての活動に対し報酬は支払わない。
会員にはこの法人のために活動に要した費用を、弁償することができる。

第三章 役員

(種別及び役員)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事5人以上8人以下

(2) 監事1人

2. 理事のうち1人を理事長とする。

(選任等)

第17条 2. 理事及び監事は、総会において選任する。

2. 理事長は、理事の互選とする。

3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が、1人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者若しくは三親等以内の親族が、役員総数の3分の1を含まれることになってはならない。

4. 法(「特定非営利活動促進法」)第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5. 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはいけない。

(職務)

第18条 2. 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

2. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

3. 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは、定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況、又はこの法人の財産状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第19条 2. 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者、又は現在者の任期の残存期間とする。

3. 役員は、就任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第20条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第21条 役員が、次の号に掲げる一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められたとき。

(2) 職務上の業務違反その他役員として、ふさわしくない行為があったとき。

2. 前項の規定により、役員を解任しようとする場合には、議決の前に当該役員に、弁明の機会を与えなければならない。

(報酬)

第22条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で、報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を、弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が定める。

第四章 会 議

(種 別)

第 23条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。
2. 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 24条 総会は、社員をもって構成する。

(総会の機能)

第 25条 総会は以下の事項について議決する。
(1) 定款の変更。
(2) 解散及び合併。
(3) 事業計画及び収支並びにその変更。
(4) 事業報告及び収支決算。
(5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬。
(6) 会費の額。
(7) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く)その他新たな義務の負担及び権利の放棄。
(8) 事務局の組織及び運営。
(9) その他運営に関する重要事項。

(総会の開催)

第 26条 通常総会は、毎年2回開催する。
2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認め、召集の請求をしたとき。
(2) 社員総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により、召集の請求があったとき。
(3) 監事が、第18条第3項第4号の規定に基づいて召集するとき。

(総会の招集)

第 27条 総会は前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。
2. 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を、召集しなければならない。
3. 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を、記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前迄に通知しなければならない。

(総会の議長)

第 28条 総会の議長は、その総会に出席した社員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 29条 総会は社員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第 30条 総会における議決事項は、第27条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。
2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第 31条 各社員の表決権は、平等なるものとする。但し一家族一票を原則とする。
2. やむを得ない理由により、総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により、表決した社員は、前2項の規定の適用については出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する社員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 32条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所。
(2) 社員総数及び出席者数。(書面表決者、又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付すること)
(3) 審議事項。

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果。

(5) 議事録署名人の選任に関する事項。

2. 議事録には、議長及び総会において、選任された議事録署名人2名が記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)
第33条

理事会は理事をもって構成する。

(理事会の機能)
第34条

理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項。

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項。

(理事会の開催)
第35条

理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が、必要と認めるとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から、理事会の目的である事項を記載した書面により、召集の請求があったとき。

(理事会の招集)
第36条

理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2号の場合には、その日から7日以内に理事会を招集しなければならない。

3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の少なくとも7日前までに、通知しなければならない。

(理事会の議長)
第37条

理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)
第38条

理事会における議決事項は、第36条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)
第39条

各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

3. 前項の規定により、表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)
第40条

理事会の議事録については、次の事項を記載した議事録を、作成しなければならない。

(1) 日時及び場所。

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名。(書面表決者にあつては、その旨を付すこと)

(3) 審議事項。

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果。

(5) 議事録署名人の選任に関する事項。

2. 議事録には、議長及びその会議において、選任された議事録署名人2名以上が記名押印、又は署名しなければならない。

第五章 資 産

(構成)
第41条

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産。

(2) 会費。

(3) 寄付金品。

(4) 財産から生じる収入。

(5) 事業に伴う収入。

(6) その他の収入。

(区 分)
第 42条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(管 理)
第 43条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第六章 会 計

(会計の原則)
第 44条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従っておこなわれなければならない。

(会計区分)
第 45条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)
第 46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)
第 47条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)
第 48条 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ、収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)
第 49条 予算経過、又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)
第 50条 予算成立後に、やむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)
第 51条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支決算書等、決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上、余剰金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)
第 52条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第七章 定款の変更 解散及び合併

(定款の変更)
第 53条 この法人が、定款を変更しようとするときには、総会に出席した社員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)
第 54条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
(1) 総会の決議。
(2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業成功の不能。
(3) 社員の欠亡。
(4) 合併。
(5) 破産。
(6) 所轄庁による設立の認証の取消し。
2. 前項第1号の事由により、この法人が解散するときは、社員総数の4分の3以上の承認を、得なければならない。

3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認証を得なければならない。
- (清算人の選任) 第55条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。但し、合併の場合を除く。
- (残余財産の帰属) 第56条 この法人が、解散(合併又は破産による解散を除く)したときに残存する財産は、国に譲渡するものとする。
- (合併) 第57条 この法人が、合併しようとするときは、総会において社員総数の4分の3以上の議決を得、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第八章 公告の方法

- (公告の方法) 第58条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第九章 事務局

- (事務局の設置) 第59条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
2. 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。
- (職員の任免) 第60条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。
- (組織及び運営) 第61条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第十章 雑 則

- (顧問) 第62条 この法人に顧問を置くことができる。
2. 顧問は理事会が委嘱する。
3. 顧問は、本法人の業務に就いて理事長の諮問に答える。
4. 顧問は、理事会に随時出席して意見を述べることができる。但し、議決に加わることはできない。
- (施行細則) 第63条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。
- 附 則
1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
 2. この法人の、設立当初の役員は、別表の通りとする。
 3. この法人の、設立当初の役員の任期は、第19条第1項の規定に拘らず平成12年11月30日までと定める。
 4. この法人の、設立当初の事業年度は、第46条の規定に拘らず、この法人の成立の日から、平成12年9月30日までとする。
 5. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は第47条の規定に拘らず、設立総会の定めるところによる。
 6. この法人の設立当初の会費は、第8条の規定に拘らず、年額で社員 壹万貳千円、利用会員 壹万貳千円、賛助会員 参千円とする。

以 上

平成11年12月17日

別 表 設立当初の役員

役 職 名

理 事 長	木 下	博 史
理 事 事	落 合	安 夫
理 事 事	安 部	歳 芳
監	横 山	